

5 月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和5年5月22日（月）
開催時間	午前10時00分
開催場所	市役所本館 8階 第2委員会室
出席委員	浦上 教育長 村本 教育長職務代理者 水野 委員 岩井 委員 藤井 委員
出席職員	原田副教育長・小山教育監・太田次長・木下次長・辻内次長兼生涯学習課長・川添教育政策課長・黒井学校教育推進課長・齊藤人権教育課長・山本学務給食課長・打抜教育センター所長・谷桂青少年会館長・岸安中青少年会館長・大本教育政策課長補佐・仲谷生涯学習課長補佐

【浦上教育長】 これより、5月定例教育委員会会議を開催します。まず、本日の会議録の署名委員に藤井委員を指名しますので、よろしく願いいたします。

【浦上教育長】 次に、次第1、4月定例教育委員会会議録の承認について、審議いたします。ご異議ありませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 ご異議ないものと認めます。それでは、4月定例教育委員会会議録につきまして、承認と決めます。

【浦上教育長】 次に、次第2、教育長及び教育委員の報告に移ります。

まず、教育長報告ですが、お手元配付資料のとおりですので、ご確認ください。

4月 21日（金）	定例教育委員会
4月 24日（月）	新任校長への講話
4月 25日（火）	学校訪問（志紀小学校、志紀中学校、高美南小学校）
〃	令和5年度 八尾地区保護司会通常総会
4月 27日（木）	近畿都市教育長協議会定期総会（泉佐野市）
4月 28日（金）	〃
5月 1日（月）	令和5年度市議・執行部初顔合わせ
5月 8日（月）	サッカーゴール寄贈感謝状贈呈式（長池小学校）

〃	令和 5 年度 第 1 回行財政改革推進本部会議
5 月 9 日 (火)	部長会
〃	令和 5 年度 第 2 回行財政改革推進本部会議
〃	学校訪問 (東中学校、東山本小学校、西山本小学校)
5 月 10 日 (水)	第 73 回「社会を明るくする運動」推進委員会
5 月 11 日 (木)	令和 5 年度 近畿夜間中学校連絡協議会全体会 (来賓・東大阪市)
5 月 12 日 (金)	学校訪問 (上之島中学校)
5 月 13 日 (土)	令和 5 年度「春の全国交通安全運動」諸行事見学 (アリオ八尾)
5 月 14 日 (日)	大阪府立修徳学院「讃母の式典及び園遊会」 (来賓)
5 月 15 日 (月)	定例教育委員協議会
5 月 16 日 (火)	令和 5 年度 第 3 回行財政改革推進本部会議
〃	学校訪問 (高安西小学校、大正中学校、亀井小学校)
5 月 17 日 (水)	学校訪問 (安中小学校)
5 月 18 日 (木)	臨時会本会議
5 月 19 日 (金)	八尾防犯協議会総会
〃	商工会議所評議委員会

私から 2 点程、詳細な説明をしたい事案があります。5 月 8 日に長池小学校で行われたサッカーゴール寄贈に係る感謝状贈呈式に参列しました。この贈呈式には、K 1 ファイターの世界チャンピオンである黒田選手も参列していましたが、この方は長池小学校と八尾中学校の卒業生でもあります。ご自身でもおっしゃっていましたが、小学生の頃はやんちゃな子どもだったそうです。今の自分は、これだけ頑張っているということの後輩である長池小学校の子どもたちに見せてあげたいという思いで贈呈式に参列してくださいました。また、黒田選手と懇意にしている宮地さんも当日の式に参列されており、黒田選手の先輩にあたります。その方も、母校に対して非常に強い情熱を持っており、できれば子どもたちにサッカーゴールを寄贈し、サッカーの練習をしてもらいたいということで、この度の寄贈に至りました。宮地さんと黒田選手の他にも、数名の方が贈呈式に参列くださいましたが、その方々にもご協力いただき、チャンピオンベルトを子どもたちに掛けて一緒に写真撮影をしたり、K 1 の実演を舞台上で行っていただいたりしました。私も近くで見えていましたが、迫力満点でした。ミットを着けて、足蹴りなどの実演をしていただきましたが、世界一の選手は本当にすごいと感じました。このような体験をさせていただき、非常によかったと思いますし、それを見ていた子どもたちが、自分達の先輩が頑張っている姿を見て、自分も将来に向かって頑張るぞという気持ちが出たのではないかと思います。このようなことがありましたので、ご紹介いたしました。

次に、5 月 10 日に「第 73 回社会を明るくする運動推進委員会」がありました。7 月は、「社会を明るくする運動の推進月間」ですので、7 月 3 日に私は小学校へ、市長は中学校に行き、朝から挨拶運動をしますのです、この場を借りてご紹介いたします。

その他は、お手元配布資料のとおりです。

【浦上教育長】 教育委員の皆様から、報告事項等はありませんか。

【岩井委員】 私は、4月26日に東山本小学校4年生、5月10日に龍華中学校1年生、5月16日に曙川小学校4年生、5月17日に八尾中学校1年生を対象とした脱いじめ傍観者教育のオンライン授業の様子を見るため、学校訪問させていただきました。

教材ビデオである「新しい選択」は、小学校も中学校も内容は同じですが、授業の進行は昨年までと比較すると、より一層、子どもたちの興味関心を引くように工夫されていると感じました。また、講師の先生にすべてをお任せするのではなく、担任の先生も一緒になって授業を進めるスタイルが前面に出るようになってきており、以前よりも、子どもたちが自分事として、いじめを捉えやすくなっていると思いました。

授業後、校長先生からもいろいろとお話を聞かせていただきましたが、子どもたちの状況によって多少差異はあるものの、どの学校もPDCAサイクルで工夫し、しっかりと集団づくりに繋がっていると感じました。子どもたちには、誰もが元気で、明るく、安心できる集団を、自分自身で築いていくように行動して行ってほしいと願っております。

【浦上教育長】 他には、いかがでしょうか。

【村本委員】 私も同じく、5月10日に大正小学校4年生を対象とした脱いじめ傍観者教育のオンライン授業を視察しました。

講師の先生とのオンライン授業スタート直後、大正小学校4年生の3学級のうち、1学級がリモートに繋がらないというハプニングもありましたが、オンラインが繋がらない学級の児童を他の学級に分散して、支障なく授業を終えることができました。素早く対応されていたので、流石だと思いましたし、子どもたちも授業に大変熱心に取り組んでおり、安堵した気持ちで視察を終えました。

【浦上教育長】 他には、いかがでしょうか。

【藤井委員】 私も、5月2日に高美中学校中学1年生、5月19日に龍華小学校小学4年生を対象とした脱いじめ傍観者教育のオンライン授業を視察しました。

先程、岩井委員もおっしゃられたとおり、中学生と小学生のそれぞれに興味を持ってもらいやすいようにスタンドバイの方が進行されていました。また、小学校は別のNPO企業教育研究会の方が進行されていましたが、非常に工夫されており、過去2年と比べて進化していると思いました。小学校4年生であれば、スマートフォンを持っていない子も多いと考えられるので、理解が難しいのではないかという懸念もありましたが、きっちり理解している様子でした。学校において、このような脱いじめ傍観者教育の授業を受けたことを、自宅で保護者と話し合ってもらえれば良いなと思います。

【浦上教育長】 他には、いかがでしょうか。

【水野委員】 教育長や他の委員も同じですが、5月1日に令和5年度市議執行部初顔合

わせに参加しました。議員の方にお会いし、気持ちを新たにしました。

また、私も5月18日に高安小中学校（前期課程）4年生を対象とした脱いじめ傍観者教育のオンライン授業を視察しました。視察内容は、他の委員と同様のため、異なるところを少しお話しします。

今回の授業では、無料通信アプリに書き込むか書き込まないかがポイントであると思いました。これまでの視察で見た小学校4年生は、ほとんど書き込んでいましたが、今回視察した学校の子どものうち、約5名は書き込まない、迷っているという選択をした子どもが約3名いました。このように、迷うということが、とても大切だと思っています。小学校4年生は、発達段階的において抽象度が少し上がってくるので、他人の気持ちや他人への影響を考慮して、様々なことに迷います。子どもたちは、その辺りのことを話し合い、異なる意見も多く出ていましたが、担任の先生が上手にまとめていました。最初は、小学校4年生には、少し早いテーマではないかと思いましたが、むしろこの段階で話合うことで、いじめを発見した場合、どのように考えるべきか、話し合える機会になっていると思いました。

【浦上教育長】 他には、いかがでしょうか。特に無いようであれば、私から一言申し上げます。委員の皆様には、脱いじめ傍観者教育を視察してもらい、それぞれに感想を頂きましたが、それについて事務局から見解をお願いします。

【齊藤人権教育課長】 委員の皆様には、視察先の子どもたちの様子を十分に見ていただき、教員から子どもたちの様子を聞いていただくなど、本当にありがとうございました。

本市の子どもたちが、小学校4年生と中学校1年生の段階で脱いじめ傍観者教育を必ず学ぶということは、集団づくりの観点から、とても重要であると考えています。今後も継続して続けていきたいと思えます。

【浦上教育長】 他に報告等ないでしょうか。ないようであれば、教育長及び教育委員の報告はこれで終わります。

次に、次第4に移ります。次第4に移る前に、本日の議案のうち、議案第17号「八尾市教育委員会指定管理者選定委員会委員（青少年施設）の委嘱または任命の件」については、関係資料が八尾市情報公開条例第6条第5号に規定する「市の機関が行う入札等に関する情報であって、公開することによって、当該業務の公正な執行に支障が生じる」に該当するため、公開可能な時期が来るまでは非公開とすべき内容であると判断できますので、本件に係る審議は非公開にて取り扱いたいと思えますが、ご異議ありませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 異議なしと認めます。それでは、議案第17号については非公開と決定いたしました。議事進行の都合上、この議案審議は、他の議案の審議及び報告事項等が終了した後に行います。

それでは、議案第1号「「学校プール施設のあり方方針」の再考についての請願の件

について」審議いたします。

審議の前に、請願の取り扱いについてお諮りします。

令和5年5月1日に提出された請願第1号につきまして、八尾市教育委員会会議規則及び八尾市教育委員会請願等取扱要綱に規定する要件を満たしていることから、同規則第25条第1項の規定によりまして、その処理について、先の定例教育委員協議会において、委員の皆様と要綱第7条の規定に基づいて協議したところです。

本日は、その協議のとおり審議を進めたいと思いますが、改めて、その手順についてお諮りします。

本請願は、請願第1号全体について、事務局から概要報告を受けた後、担当課の見解を述べさせていただき、委員の皆様とともに審議いたします。

なお、請願書末尾に「本件審議にあたって、請願者から直接、請願理由を説明したい」という申し入れがありました。去る5月15日の協議会におきまして、同要綱第6条第1項に基づき、同要綱第7条第3号に規定する補足説明を請願者に求めるかどうかについて審議した結果、求めないという結論に至りましたことを申し添えます。

以上、ご異議ありませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 異議なしと認めます。それでは、提案理由について、大本教育政策課長補佐より説明いたします。原田副教育長、小山教育監、川添教育政策課長、黒井学校推進課長、大本教育政策課長補佐は、前の席へお越してください。

それでは、提案理由を大本課長補佐より説明をお願いします。

【大本教育政策課長補佐】 それでは、請願第1号「「学校プール施設のあり方方針」の再考についての請願の件」について、概要を報告させていただきます。

本件は、令和5年5月1日に受理いたしました請願につき、八尾市教育委員会会議規則第25条第1項の規定により、委員会に諮るものです。請願者は服部氏と馬場野氏の連名での提出となります。

請願内容については、請願事項、本年3月22日に決定された議案第4号「学校プール施設のあり方方針」を再考することであり、請願理由については、お手元配付の請願書のとおりです。

請願に関する概要報告については、以上のとおりです。

【浦上教育長】 次に、請願第1号、全体についての見解を、川添課長から説明願います。

【川添教育政策課長】 それでは、請願第1号「「学校プール施設のあり方方針」の再考についての請願の件」について、見解を申し上げます。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第7号において、校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備は、教育委員会が管理及び執行する職務権限として規定されており、学校プール施設もこの対象に含まれています。また、国の学校設置基準に

において、学校プール施設は必置とはされていません。

このたびの方針の趣旨としては、施設の老朽化が進み、修繕での対応が困難と判断された場合は、今後も続く厳しい財政状況や新たな教育課題への対応の必要性などを踏まえ、直ちに施設更新の検討に入るのではなく、学校とも調整しつつ、民間プール施設の活用や近隣の学校プール施設の共同利用の検証を行い、それらが不可能な場合に施設更新に向けて検討を行うというものです。

小・中学校の水泳授業については、自校・自校以外のプールに関わらず、今後も学習指導要領に基づき実施し、基礎的な能力及び事故防止に関する心得を身につけることとしています。また、子どもたちにとって大きな負担とならないよう、民間プールや他校プールでの水泳授業を実施する際は、移動時間及び安全な移動手段の確保を行うことや、他の教育課程に影響が出ないよう考慮する必要があると考えています。

なお、施設老朽化に伴う対応が必要となる学校が出てきた際に、大規模な修繕や改造、民間プール施設の活用など、学校教育活動に影響を及ぼす対応内容となる場合には、事前に学校を通して児童生徒や保護者の皆様にお知らせさせていただきます。

次に、学校配置の教職員を増やすことについては、全国的にも人材確保が厳しい状況となっています。そうした中で、民間プール施設を活用することで学校施設の運転、管理棟に係る教職員の負担軽減にもつながるものと考えています。また、民間プール施設の活用にあたっては、指導は主として民間のインストラクターが行いますが、評価については教職員が行います。水難事故から子どもの命を守るための手法の一つとなる着衣水泳についても、民間プール施設で実施が可能であることを確認しています。

最後に、事務局としましては、今後も引き続き子どもたちにとってよりよい教育環境をつくることを大切に、本方針に基づく取り組みを進めていきたいと考えています。

以上が、請願における見解となります。

【浦上教育長】 この請願に関して、ご意見等ないでしょうか。

【岩井委員】 請願書について、しっかりと読ませていただきました。

そういえば、50年ぐらい前、私もプールが無い学校に勤めておりましたので、隣の学校まで、暑い中、小さい低学年の子どもたちも歩いて連れていっていました。その後、プールが建設されることになったので、とてもうれしかったのですが、1年ぐらいの工事期間中は、運動場が半分ぐらいになってしまって、体育行事等がほとんど出来なかったこと等を思い出しました。

そして、時が経って、ほぼ30年後、私はその時と同じ学校に戻ったのですが、完成当時、あれだけ美しい最新設備が整ったプール施設は、あたりまえのことですが、かなり老朽化してしまっていて、もし、このまま浄化装置の機械が動かなくなってしまうたら、プールどうしたものかと思って、冷や冷やししながら水泳指導を実施しておりました。

現在、その時から、さらに10年が経っています。経年劣化の状況は一層ひどくなり、老朽化したプールが、いつ使用できなくなる状況となるか、予測することは困難ですが、もし急にその時が来た場合、自分の学校はどうなるのだろうと多くの学校管理職は心配している状況があるのではないかと思います。

教育委員会としては、少しでも早く方向性やあり方の方針を示すことが必要であり、もう後回しにはできないギリギリのところまで来ている中で、3月の議案提出があったと考えております。

請願書を読ませていただいて、請願者の方々と、ほぼ同時期に私も八尾のプール設置や水泳指導の道を歩んできたと思います。そのこれまでの経験を含め、3月22日の議案について、私から質問や意見を述べさせていただき、くれぐれも皆で意見も聞き、協議しながら進めていただくようお願いさせていただいたと思います。

それで、本請願については、不採択で良いかと思えます。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。

【水野委員】 3月22日の教育委員会議で議決した「学校プール施設のあり方方針」は、あくまでも方針であり、学校、保護者、子どもたちとのコミュニケーションを大切にしながら、学校プール施設を今後どうしていくかということを考えていくための方針だと思います。そのため、八尾市の学校からプールが全部無くなってしまうというものでは無いと考えます。

本方針は、考えられる選択肢の中で、最適な選択肢を選んで取り組んでいくために考えられたものであると判断し、3月22日の教育委員会議で十分に議論した上で、可決したものです。

請願書に書いているような、十分な議論を行っていくことについては、この方針にも記載されているため、私も本請願は不採択で良いかと思えます。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。

【村本委員】 私も、この請願を読ませていただき、先の2人が話されたことと同じ印象を受けました。請願書を読むと、プールが無くなるような印象を受けますが、決してそうではなく、学校プール施設のあり方の選択肢の中で、プール施設を存続するか、廃止にするかという選択肢を含んでいるだけだと思います。

昨今の少子化によって、児童生徒も随分減り、プールを今後も維持管理するために多額の費用が必要となることから、プール施設廃止も選択肢の一つに入れるということは、意義があることだと思います。3月22日の教育委員会議の際にも、費用の話も少しあったかと思えます。多額の費用が必要となることから、すぐにプール施設を廃止と決めたものでは無く、廃止もあり得るということで、あくまで選択肢の一つとして理解しています。

以上のことから、本請願は不採択で良いかと思えます。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。

【藤井委員】 私も本方針は、あくまでも方針であり、学校現場や保護者、子どもの意見をしっかり聞きながら考えていくという内容であったと理解していますので、本請願は不採択で良いかと思えます。

【浦上教育長】この方針は、3月の定例教育委員会議で議決しましたが、どのような内容が決定されたとしても、市民や保護者、学校に対して丁寧に説明責任を果たすことが大切であると、請願者は主張しているわけです。

本方針は、当然プールを無くすことを前提としているわけではありません。水野委員がおっしゃったとおり、本方針は、あくまであり方の方針です。川添課長が先程説明したとおり、老朽化しているから即座に改築するという選択は、非常に難しい部分があります。そのため、手法の一つとして、民間施設の利用、もしくは近隣の学校プールの共同利用などの選択肢も考えられます。それらも、当然、学校や保護者と話をしながら進めていくものであり、様々な選択肢を模索しながら、進めていくものです。

つまり、本方針は、あくまであり方の方針であり、すぐにプールが無くなるということに直結するものではありません。その上で、3月の定例教育委員会議で本方針の承認を得たと認識しています。

事務局からも意見等ないでしょうか。

【川添教育政策課長】おっしゃるとおり、まずは水泳授業の継続が前提であると考えています。その中で、老朽化ということで、問題が明らかになったときには、まずは修繕ということで引き続き、修繕しながらでもプール施設を使用できるかどうかを検証させていただきます。修繕による使用継続が難しいときに、民間プール施設、もしくは近隣の学校のプール施設の活用を検討します。

しかしながら、八尾市内には現在、市立プール施設も含めて、民間プール施設は6施設しかありません。すべての学校において、民間プール施設を活用できるかということ、物理的に難しいことも十分認識しています。また、近隣の学校プール施設の共同利用についても、全国の先行事例を調べたところ、特に中学校において、教育課程の編成の観点から考えても、やはり難しいということが見えてきています。

それらも検証し、結果として、やはり施設を更新するという結論も十分あり得るということも含めて、ご理解いただければと考えています。

【浦上教育長】事務局からも説明がありましたが、他にご意見等ないでしょうか。

【全委員】特になし。

【浦上教育長】それでは、事務局の説明及び委員の皆様のご意見・感想等を総合的に判断し、請願第1号については、不採択とすることでご異議ないでしょうか。

【全委員】異議なし。

【浦上教育長】異議なしと認めます。それでは、請願第1号「学校プール施設のあり方方針」の再考についての請願の件については、不採択とすることに決しました。

原田副教育長、川添課長、黒井課長、大本課長補佐は、自席にお戻りください。

次に、議案第 15 号「八尾市就学援助規則の一部改正の件」について、審議をいたします。

提案理由について、山本学務給食課長より説明いたします。山本学務給食課長は、前の席へお越してください。それでは、提案理由を山本課長より説明願います。

【山本学務給食課長】 それでは、議案第 15 号「八尾市就学援助規則の一部改正」について、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 2 号の規定により、教育委員会の承認を求めるものであります。

提案の理由ですが、中学校及び義務教育学校（後期課程）の全員給食開始に伴い、八尾市就学援助規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

本市の就学援助制度ですが、被援助者に対し八尾市就学援助規則第 7 条に規定されている援助費目のうち、該当するものを現金で児童生徒の保護者に支給しています。しかしながら、現在の規定では、被援助者の市立中学校及び義務教育学校（後期課程）の学校給食費につきましても、保護者から一旦徴収する必要があり、その同額を改めて支給することになり、事務的に煩雑となります。つきましては、双方の負担軽減を目的といたしまして、市立中学校及び義務教育学校（後期課程）の学校給食については、現物支給することを追加するものです。

それでは、配付の新旧対照表をご覧ください。改正の内容ですが、支給方法を定める本規則第 7 条第 1 項に、「ただし、学校給食のうち、中学校及び義務教育学校（後期課程）については、現物支給とする。」を加えるものです。

なお、本規則については、令和 5 年 9 月 1 日から施行するものです。

以上、甚だ簡単な説明となりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【浦上教育長】 この議案に関して、ご意見等ないでしょうか。

【水野委員】 事務処理上、複雑となることへの対応とのことですが、対象者を再度確認させてください。

【山本学務給食課長】 対象は就学援助世帯です。

【水野委員】 ありがとうございます。念のため確認させていただきました。

【浦上教育長】 小学校は、どのような対応となっているのでしょうか。

【山本学務給食課長】 現在、小学校は、令和 3 年 11 月から給食費の無償化を実施しています。それまでは、学校諸費と同じ手法で給食費を徴収していました。中学校では、これまで給食費を別途徴収していました。今回の規則改正により、就学援助世帯を現物支給にすれば、保護者の負担軽減にも繋がり、事務処理の軽減にもなるため、本議案を提案し

たところですか。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。

【村本委員】 事務処理等が簡素化されるので、大変良いことだと思います。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。

【全委員】 特になし。

【浦上教育長】 それでは、議案第 15 号「八尾市就学援助規則の一部改正の件」について、原案どおり可決することにご異議ないでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 異議なしと認めます。それでは、議案第 15 号「八尾市就学援助規則の一部改正の件」について、原案のとおり可決いたしました。山本課長は、自席へお戻りください。

次に、議案第 16 号「八尾市就学支援委員会委員の委嘱及び任命に関する件」について、審議いたします。

提案理由を打抜教育センター所長より説明いたします。打抜所長は、前の席へお越しください。それでは、提案理由を打抜所長より説明願います。

【打抜教育センター所長】 それでは、議案第 16 号「八尾市就学支援委員会委員の委嘱または任命の件」について、ご説明します。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 7 号の規定により、教育委員会の議決を求めるものです。

提案の理由ですが、市立学校の校長及び教員、大阪府立支援学校に勤務する職員の変更及びその他教育委員会が必要と認める者の辞任に伴い、委員を委嘱及び任命する必要があるため、本案を提出するものです。

当委員会は、年間、本会議を 4 回、相談部会議を 15 回開催しています。年 4 回の本会議は、全委員出席のもと、第 1 回は前年度の就学相談状況等事業報告及び今年度の事業計画についてご審議いただき、第 2 回から第 4 回は就学相談ケースに関して専門家としてのご意見をいただいています。また、相談部会では、個別の事例について調査、協議いただいています。

お手元資料の八尾市就学支援委員会委員名簿（案）をご覧ください。

新たな委員候補者は、市立学校の校長及び教員として塚本妙一氏、大阪府立支援学校に勤務する職員として藤井寺支援学校で勤務する山崎知子氏、その他教育委員会が必要と認める者として大埜恭子氏の 3 名です。

塚本氏は、八尾市校長会からの派遣委員です。また、大埜氏については、元教育セン

ター相談員として本市の教育相談及び就学相談におきましても長年ご尽力いただいております、今回、新たに委嘱するものです。

なお、この3名の任期は、令和5年6月1日から令和6年5月31日までとなります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願いいたします。

【浦上教育長】 この議案に関して、ご意見等ないでしょうか。

【岩井委員】 近年は、相談件数が年々増加してきていると聞いています。非常に多い回数委員会を開かれており、大変お世話を掛けると思いますが、よろしく申し上げます。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。

【水野委員】 新たに藤井寺支援学校の方を委嘱とされています。支援学校と連携したセンター機能もありますので、公立の八尾市の校長会の先生方からも十分に意見を議論していただき、広く子どもたちを支援していただければと思います。様々な相談、支援を展開していただき、感謝しております。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。ないようであれば、私から一言申し上げます。

この就学支援委員会は、相談員の方が保護者と寄り添いながら相談し、それを会議へ諮ります。その会議の中で、相談者の子どもが、地元の小学校がいいのか、通常学級がいいのか、もしくは府立支援学校がいいのかなど、専門家を含めて話し合いをします。その議論を通じて、最終的には保護者が進路を決断するという流れになります。これは、昔から八尾市が大事にしてきたことです。

そのため、新しい委員の方々にも、八尾市が大事にしてきたことを事務局から十分に伝えてほしいと思います。事務局から、他にないでしょうか。

【打抜教育センター所長】 委員の皆様からご意見を頂いたとおり、就学支援委員会においては、保護者の相談ニーズが高まっており、相談件数が増えているのが現状です。様々な相談ニーズを受けながらも、就学支援委員会、委員の皆様とともに、保護者、子どもたちの思いに寄り添い、教育的ニーズに応じた就学先の選択に繋がるように引き続き進めていきたいと考えています。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。ないようであれば、審議に移ります。それでは、議案第16号について、原案どおり可決することにご異議ないでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 異議なしと認めます。それでは、議案第16号「八尾市就学支援委員会委員の委嘱及び任命の件」について、原案どおり可決いたしました。

小山教育監と打抜所長は、自席へお戻りください。

次に、議案第 18 号「八尾市図書館協議会委員の委嘱の件」について、審議します。

提案理由について、辻内次長兼生涯学習課長より説明いたします。原田副教育長と辻内次長は前の席へお越しください。それでは、提案理由を辻内次長より説明願います。

【辻内次長兼生涯学習課長】 それでは、議案第 18 号「八尾市図書館協議会委員の委嘱の件」について、ご説明いたします。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 7 号の規定により、委員会の承認を求めるものです。

提案の理由ですが、学識経験者の委員の変更に伴い、八尾市図書館条例第 6 条の規定に基づき、新たに委員を委嘱する必要があるため、本案を提出するものです。

お手元資料の八尾市図書館協議会委員名簿(第 23 期)(案)に基づきご説明いたします。

今回、新たに委嘱をお願いする委員については、1 名であり、島上智司氏に替わり大阪市立中央図書館利用サービス担当課長の戸倉信昭氏を委嘱するものです。

任期については、令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までの残任期間です。

以上、甚だ簡単となりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

【浦上教育長】 この議案に関して、ご意見等ないでしょうか。

【水野委員】 本議案は、大阪市立中央図書館の担当の方が人事異動したことに伴う委員の変更と受け取ってよいでしょうか。

【辻内次長兼生涯学習課長】 おっしゃるとおりです。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。ないようであれば、私から 1 点確認があります。図書館協議会は、年間何回開催するのでしょうか。

【辻内次長兼生涯学習課長】 最大で 3 回の開催となりますが、当該年度に必要なに応じて開催となります。今年は、7 月下旬に第 1 回目の開催を予定しています。

【浦上教育長】 わかりました。それでは、議案第 18 号について、原案どおり可決することにご異議ないでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 異議なしと認めます。それでは、議案第 18 号「八尾市図書館協議会委員の委嘱の件」について、原案どおり可決いたしました。辻内次長は自席へお戻りください。

次に、議案第 19 号「八尾市立桂青少年会館運営委員会委員の委嘱または任命の件」に

ついて審議いたします。

提案理由について、谷桂青少年会館長より説明いたします。谷館長は、前の席へお越しください。それでは、提案理由を谷館長より説明願います。

【谷桂青少年会館長】 それでは、議案第 19 号「令和 5 年度八尾市立桂青少年会館運営委員会委員の委嘱または任命の件」について、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 7 号の規定により委員会の議決を求めるものです。

提案理由ですが、八尾市立青少年会館条例施行規則第 3 条の規定に基づき、八尾市立桂青少年会館運営委員会委員の任期が満了することに伴い、新たに委嘱または任命する必要があるため、教育委員会の承認を求めるものです。

それでは、お手元配付の八尾市立桂青少年会館運営委員会委員候補者名簿（案）に基づいて、ご説明申し上げます。

今回、15 名の委員を委嘱または任命するものであり、青少年育成に関わる団体等の代表者 4 名、地域協議会その他地域住民の代表者 3 名、学校園関係者 7 名、そして市職員 1 名です。15 名のうち 9 名の委員を再任委嘱または再任命し、6 名を新たに委嘱または任命するものです。

新たに委嘱または任命する 6 名の委員としては、青少年育成に関わる団体等の代表者として、特定非営利活動法人 K A R A L I N の松田直美氏、地域協議会その他地域住民の代表として、西郡地区福祉委員会の米島義臣氏、西郡地区民生委員児童委員会の遠藤美雪氏、また学校園関係者として、八尾市立北山本小学校 P T A の瀧本弥生氏を委嘱し、八尾市立西郡そよかぜこども園の川島久実氏を任命します。さらに、市職員として八尾市教育委員会事務局生涯学習課の辻内文子氏を任命するものです。

任期については、令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの期間です。

以上、甚だ簡単な説明となりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

【浦上教育長】 この議案に関して、ご意見等ないでしょうか。

【藤井委員】 今回、新たに委嘱される青少年育成に関わる団体等の代表者のうち、松田直美さんが所属されている特定非営利活動法人 K A R A L I N は、どのような活動をされているのでしょうか。

【谷桂青少年会館長】 特定非営利活動法人 K A R A L I N さんの活動内容ですが、主には子どもや女性、その他支援を必要とする方々に対して、繋がりや助け合い、学び、育ち合う場の提供や、支援・啓発推進活動に関する事業などを行っておられ、互いに尊重し合える地域社会づくりと社会全体の福祉と利益の増進に寄与することを目的とした法人であると認識しています。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。ないようであれば、審議に移ります。

それでは、議案第 19 号について、原案どおり可決することに異議ないでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 異議なしと認めます。それでは、議案第 19 号「八尾市立桂青少年会館運営委員会委員の委嘱または任命の件」について、原案どおり可決いたしました。

谷館長は、自席へお戻りください。

次に、議案第 20 号「八尾市立安中青少年会館運営委員会委員の委嘱の件」について、審議いたします。

提案理由について、岸安中青少年会館長より説明いたします。岸館長は、前の席へお越してください。それでは、提案理由を岸館長より説明願います。

【岸安中青少年会館長】 それでは、議案第 20 号「八尾市立安中青少年会館運営委員会委員の委嘱または任命の件」について、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 7 号の規定により、委員会の議決を求めるものです。

提案理由ですが、八尾市立青少年会館条例施行規則第 3 条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い委員を委嘱または任命する必要があるため、本案を提案するものです。

それでは、お手元配付の八尾市立安中青少年会館運営委員会委嘱候補者名簿（案）に基づいて、ご説明申し上げます。

新たに委嘱または任命する 14 名の委員としては、青少年育成に関する団体等の代表者 2 名、地域協議会その他地域住民の代表者 4 名、学校園関係者 7 名、そして市職員 1 名であります。その 14 名のうち、8 名の委員を再任用委嘱または再任命し、6 名を新たに委嘱または任命するものです。

新たに委嘱または任命する 6 名の委員は、学校園関係者として、八尾市立高美中学校 P T A の肥塚幸世氏、八尾市立高美南小学校 P T A の太田陽介氏、八尾市立高美小学校 P T A の吉田恵美氏を委嘱し、八尾市立高美中学校の溝上太郎氏、八尾市立高美小学校の鷹津延江氏を任命します。さらに、市職員として、八尾市教育委員会事務局生涯学習課の辻内文子氏を任命するものです。

任期については、令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの期間です。

以上、甚だ簡単な説明となりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

【浦上教育長】 この議案に関して、ご意見等ないでしょうか。

【水野委員】 新たに新任される学校園の先生方の任命に関して、人事異動に伴うものであり、安中青少年会館との地域連携という意味を含んでいると理解してよろしいでしょうか。

【岸安中青少年会館長】 おっしゃるとおりです。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。ないようであれば、私からも1点確認があります。この運営委員会は、年間何回開催するのでしょうか。

【岸安中青少年会館長】 年間1回の開催です。

【浦上教育長】 開催時期はいつでしょうか。

【岸安中青少年会館長】 6月下旬です。

【浦上教育長】 わかりました。他にご意見等ないでしょうか。

【水野委員】 青少年育成に関わる団体の代表者の方からは、青少年会館運営についてご意見等いただいたりするのでしょうか。

【岸安中青少年会館長】 運営委員会の場でご意見をいただくことが、運営委員会のメインになりますが、それ以外でも、必要に応じて何かご意見等ありましたら、発言いただくようお伝えしています。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。ないようであれば、審議に移ります。それでは、議案の第20号について、原案のとおり可決することにご異議ないでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 異議なしと認めます。それでは、議案第20号「八尾市立安中青少年会館運営委員会委員の委嘱の件」について、原案どおり可決いたしました。原田副教育長と岸館長は、自席にお戻りください。

【浦上教育長】 次に、次第4、報告事項に移ります。

報告事項の②「いじめの重大事態事案への対応について」は、八尾市情報公開条例第6条第1号の個人に関する情報であって、当該個人の権利、利益を害するおそれがあるものに該当するため、公開可能な時期が来るまで非公開にて取り扱いたいと思いますが、ご異議ないでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 異議なしと認めます。それでは、本報告については、非公開と決定いたしました。

議事の進行の都合上、この報告については、他の報告等が終了した後に行います。

それでは、次の報告に移ります。報告事項①「令和4年度八尾市におけるいじめの状況と主な取組について」、齊藤人権教育課長より報告をさせていただきます。小山教育監と齊藤課長は、前の席へお越してください。

【齊藤人権教育課長】 それでは、「令和4年度八尾市におけるいじめの状況と主な取組について」、まずは令和4年度のいじめの状況について、本課が学校に実施した調査結果といじめから子どもを守る課で受けた相談内容をもとに、両課で共有した内容をご報告します。その後、令和4年度のいじめに関する主な取り組みをご報告いたします。

それでは、まず資料1枚目をご覧ください。なお、小学校には義務教育学校（前期課程）、中学校には義務教育学校（後期課程）を含んでいます。いじめの認知件数の表となっていますが、令和4年4月から令和5年3月末までのいじめの件数を校種ごとにまとめています。参考として、右に一昨年と昨年の件数も記載しています。

今年度、小学校で2,472件、中学校で277件の計2,749件となっており、昨年度と比較し微増しています。これら2,749件のうち、重大事態として4件を認定し、調査を行い、児童生徒や保護者へ寄り添った支援を継続しています。

いじめ事案の多くは、解消済み、もしくは各学校の校内いじめ対策会議等が中心となって、現在解消に向けた取り組みを進めているところです。また、いじめ対応支援チームにおいて協議し、助言を得て、継続した対応を行っているケースもあります。

なお、いじめから子どもを守る課への相談回数は90件から148件へ増加しており、いじめから子どもを守る課という相談窓口が、児童生徒、保護者に認識されてきているものと考えています。

次に、中段以降、各学年別認知件数の円グラフをご覧ください。上段が、人権教育課が把握している認知件数、下段がいじめから子どもを守る課の相談人数を示しています。

上段の認知件数については、小学校、中学校ともにこれまで同様、学年が上がるにつれて認知件数が減少していることから、学年での集団づくりが改めて重要であると認識しています。今後も引き続き、自他を尊重することができる集団づくりを推進していきます。

下段のいじめから子どもを守る課への相談人数については、大きな傾向は見られませんが、児童生徒の人間関係によるものや、行動範囲が広がり、友人関係が変化する中で、保護者が不安に思われて、いじめから子どもを守る課に相談されるケースが多く、これも集団づくりの重要性を示していると考えています。

次に、次ページ、態様別認知件数の棒グラフをご覧ください。これは、複数回答がある中での集計結果となっています。上段が令和4年度、中段が3年度、下段が2年度のデータとなっています。

小学校、中学校ともに、「冷やかしの、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」と回答した児童生徒が最も多く、次いで「ぶつかる、叩く、蹴られたりする」という身体接触を伴う被害を訴える児童生徒が多くなっています。また、「パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる」という回答が、中学校では高くなる傾向にあり、この傾向に変化はありません。いじめから子どもを守る課が受けている相談内容についても、ほぼ同様の傾向があります。

なお、態様別件数については、令和2年度より全体的に見て微減傾向が続いており、こ

れは事象の態様が複数に跨る前に事象を把握している、つまり早期対応が出来てきているということを示していると思えるのではないかと考えています。

今後も引き続き、児童生徒間でコミュニケーションを取っているつもりでも、ふざけ合いと捉えられるような事象や、言葉や身体接触による悪ふざけであっても、相手が精神的・身体的に苦痛を感じた場合は、いじめに該当するという意識の醸成と情報モラル教育を推進し、早期対応に努めていきます。

次に、次ページ、いじめ発見のきっかけの表をご覧ください。上段の表が今年度、下段の表が昨年度の結果です。いじめから子どもを守る課に相談があった案件は、すべて学校が把握済みです。

昨年度と比較し、①「学級担任がいじめを発見した件数」が35件から59件へ24件増加をしています。また、②「学級担任以外の教職員が発見した件数」、これも13件から31件へと増加し、令和4年度では18件増加をしています。これは、いじめに関する教職員研修等を通じて、教職員のいじめに対する意識が高くなり、子どもたちの様子をより丁寧に把握できているのではないかと推測しています。

また、①「本人からの訴え」も158件から231件へと73件増加し、③「児童生徒（本人以外）からの情報」も20件から39件へ19件増加しています。これは、脱いじめ傍観者教育により、児童生徒の「誰かに相談する」という意識の向上が図られ、また学校としても、いじめを相談しやすい体制を構築するとともに、ささいなトラブルに見える内容でもいじめの積極的認知に努め、児童生徒との信頼関係を築くことができている結果の表れであると考えています。

今後も引き続き、児童生徒のSOSを早期に受けとめ、丁寧な対応を進めていきたいと考えています。

いじめの状況については、以上のとおりです。

次に、次ページ、2枚目の裏面になります「令和4年度はいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた主な取組」について、5点ご報告します。

1点目は、いじめ対応についての周知です。校長会、校長研修やいじめに関する研修等の機会を通じて、法などに則った組織的対応の重要性や積極的ないじめ認知、初期対応のあり方、学校いじめ防止基本方針の改定について、重ねて周知を行ってきました。

2点目は、脱いじめ傍観者教育の実施です。令和4年度も、小学校4年生、中学校1年生に在籍する全ての児童生徒に、リモート講習形式で実施しました。児童生徒の反応も良く、「いじめ防止にはいじめを許さないという集団づくりが大切であるということ」を改めて考えた」という意見も多く見られ、事後アンケートにおいても、80%を超える児童生徒が、そのように回答しています。

前述のいじめの状況でもご説明したように、いじめ被害を受けている児童生徒や周りにはいる観衆・傍観者と呼ばれる児童生徒からの相談による認知件数が増加傾向にあることから、今後も継続していきたいと考えています。

3点目は、職責別はいじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けた研修を行いました。

また、学校教育推進課及び教育センターと連携して実施した「いじめ・不登校対策研究委員会」において、八尾市の実態を中心とした講義やいじめ・不登校対策に関する取り組みの交流を行いました。第2回目においては、社会福祉士であるNPO法人修復的対話フ

オーラムの郭理恵さんを講師にお招きし、どのようにいじめを解決していくのかという講義も実施しました。

4点目として、いじめのない学校づくり推進事業です。昨年度からの事業であり、小学校、中学校から各1校を研究実践校として指定し、4つの柱を意識した取り組みを進めることによって、いじめの未然防止に繋がっています。また、前述のいじめ不登校対策研究委員会の第3回目においても、研究事例やその成果について報告をいただいたところです。今年度も同じ学校で研究実践を進め、効果のないいじめの未然防止について、市内全校に発信する予定です。

最後、5点目として、いじめ対応支援チームの実施です。学校で生起しているいじめ事案について、いじめ問題を専門とする外部専門家を委員として招聘し、学校も交えながら、対応の妥当性や方向性について協議をし、学校や教育委員会の対応に活かしています。

【浦上教育長】 ご意見等ないでしょうか。

【水野委員】 いじめの状況について、数字だけ見れば、非常に多いと感じますが、これは積極的に認知していこうという姿勢の表れかと思います。先日、NHKでいじめの予防教育の特集が放送されていました。この放送を見て、その内容がすごく画期的なことだと思いました。最近になり、ようやく予防という観点が出てきましたが、アメリカでは、ポジティブ行動支援というものがあり、要するに良い行動をみんなで支援していこうというものです。いじめだけに限らず、良いことをみんなで褒め合っていこうという方向に、教育全体が変わっていると思います。私は、以前からずっと主張しているのですが、いじめは、アメリカもヨーロッパも中国も韓国も、どの国でも多く起こっており、世界的に解決すべき課題の一つになっています。先日、NHKが吹田市の小学校を1年間取材し、リアルに子どもたちが葛藤する状況を解決していくという番組を放送していました。これは大変意義があり、八尾市もこのような方向を向いて取り組んでいると思いました。

ポジティブ行動支援における良い行動とは、態様別の資料から読み取れます。例えば、中学校の「軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする」ということが69件から37件へ減り、「パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる」ということが51件から25件減っています。依然として「冷やかしからいじめ、悪口」という行動は減っていませんが、「軽くぶつかったり」という行動が大きく減っていることから、良い行動へ導く教育を先生方は無意識にやっておられると思います。こういうことを全員で共有し、どうすれば上手くいったかなどを考えていければ良いと思いました。

また、修復的対話についてですが、こちらもとても大事です。いじめが起きないようにするためには、人と人の距離を縮めていけば起こりませんが、なかなか上手くいきません。自分がイライラしたときに、自分の気持ちをどう持っていくかなど、何か制裁的いじめというものが存在します。全然掃除をしない友達がいるからイライラする、部活で全然何もしない友達がいるからイライラするというので、皆でその友達に荷物を持たせるようなことがあります。このようなことについて、社会や道德などの教科において、教材として取り扱っていくことで、話し合いによって解決を身に付けていけるとと思います。

【浦上教育長】 今の水野委員のご意見について、事務局としての感想をお願いします。

【齊藤人権教育課長】 委員の発言にあったとおり、態様別の認知件数は大変重要だと考えています。先程ご報告したとおり、態様別認知件数は微減しており、早い段階で先生方が情報をキャッチできるノウハウが徐々に出来上がってきていると考えています。また、修復的対話についても、研修の後に、すぐに行動に移したという報告等も聞いています。クラブ活動で試みたという報告でした。今後も注目していきたいと考えています。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。

【岩井委員】 いじめの状況については、学期の終了毎に丁寧に報告していただいています。今回は令和4年度の総括ということで、教育委員会の取り組みも含めてご報告いただきありがとうございます。

令和4年度も、長引くコロナ禍にあって、学校は子どもたちの心や体の状況がどうなのか、いつも以上に子どもたちの日々の様子を気に掛けて、丁寧に一つひとつ解決に向けて対応していただいたご苦勞を思いますと、本当に心から感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

また、この報告を受けまして、2月の教育委員会議でも申し上げましたが、これまでの3年にわたる八尾の脱いじめ傍観者教育の取り組みの成果が、徐々に「見える化」してきたと感じています。

また、最近小学校の頃からスマートフォンを所有する子どもの割合がどんどん増えてきていますし、闇バイトやゲームの課金という言葉も、私自身もよく聞くようになりました。今後、ICTのより一層の進展により、いじめも含めて様々な複雑で多様な問題や事象が出てくることが予想されます。その対応はきちんとしていかなければなりません。いずれの場合も、私は問題事象の未然防止、早期発見及び早期対応に力を入れて、どの子にとっても居場所のある、困ったときにはSOSを出しやすい、温かくて安心できる集団づくり、互いに気遣う雰囲気づくりを、日々丁寧に積み重ねていくことが、すべての土台になると思いますので、その点をこれからもよろしくお願ひしたいと思っております。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。

【藤井委員】 いじめ発見のきっかけの部分でご報告いただいたとおり、学校の教職員以外からの情報により発見したということで、①「本人からの訴え（アンケートを除く）」、③「児童生徒（本人以外）からの情報」が、令和3年4月から令和4年3月までのアンケートよりもかなり増えており、脱いじめ傍観者教育の成果もあるとおっしゃられていたかと思ひます。

私は、②「当該児童生徒の保護者からの訴え」が実は増えていて、これは自宅において、児童生徒が学校で起こったこと保護者へきっちり伝えられていることの結果だと思ひ、良かったと思ひます。自分の思ひを学校で言えず、家でも言うことを躊躇してしまうことにな

ると、益々追い詰められていくような状況になりますので、自宅においても、学校での出来事をたくさん話させることが大事だと思いました。

このような結果を見ると、数字の減で安堵していますが、事案の一つひとつは、どれだけ小さなことであったとしても、子どもたちが傷ついたり、悲しい思いをしたことの数字の積み上げだと思imasるので、そういうことの一つひとつに想像力を働かせながら、今後のことを考えていかなければならないと改めて思いました。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。

【村本委員】 資料「令和4年度におけるいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた主な取組み」の2.「脱いじめ傍観者教育」の実施についてですが、私達教育委員も今年度も視察させていただきましたが、来年度は、令和3年度に小学校4年生として脱いじめ傍観者教育を受けた児童が、中学校1年生として2回目の脱いじめ傍観者教育を受けることになると思いますが、内容は変更するのでしょうか。来年度のことですが、現時点で分かっていることがあれば、教えていただけるでしょうか。

【齊藤人権教育課長】 村本委員ご指摘のとおり、令和6年度に中学校1年生として脱いじめ傍観者教育を受ける生徒に対しては、同じ狙いとなりますが、動画教材を変更して、実施しようと内容を検討しているところです。

【村本委員】 ありがとうございます。

【浦上教育長】 私もいつも思いますが、全体的な数値を見ると、いじめの認知件数は減っていると思いますが、いつの時代においても、教職員の人権感覚はとても大事だと思います。特に、見抜く力が大事です。子ども同士のふれあいの中で、これは人権を侵害しているのではないか、言葉の一つひとつから、担任や他の教職員が気付くことが必要です。気付いた場合には、その子どもに対して注意し、今後はそのような言動が無いように指導するような教職員でなければなりません。すべての教職員がそういった感覚を持てれば、状況は変わっていくと思imasし、見逃している部分もあると思imas。

もう1点、これらの資料による数値は、学校での事象を示していますが、教育が行われる根本は家庭だと思imas。そのため、学校からどのようにして保護者に対して、この資料の情報を発信しているのか、発信していなければ、発信していくべきだと思imas。

P T Aの研修や懇談会、もしくは地域における住民懇談会など、話し合う機会を設けて、学校・家庭・地域の三者が一体となり、いじめを無くそうという取り組みをしていくべきだと思imas。そのため、事務局においても様々な企画を考えているところです。例えば、児童会や生徒会が主催となったサミットのものを企画していますが、これには保護者も巻き込んでいくべきだと思imas。子どもだけの取り組みに留まらず、P T Aもしっかり動いてもらえるような企画になればと思imas。

それでは、他にご意見等ないでしょうか。ないようであれば、この報告は以上で終わりたいと思imas。齊藤人権教育課長は自席へお戻りください。

それでは、公開による審議はすべて終了しました。傍聴の皆様は、ご退場ください。
議事の都合により、暫時休憩とします。再開は、11時28分から行います。

(以下、非公開審議)

【浦上教育長】 それでは、再開いたします。議案第17号「八尾市教育委員会指定管理者選定委員会委員（青少年施設）の委嘱または任命の件」について審議いたします。提案理由の説明を辻内次長よりさせていただきます。原田副教育長、辻内次長、仲谷生涯学習課長補佐は前の席へお越しくください。それでは、辻内次長より説明をお願いします。

【辻内次長兼生涯学習課長】 それでは、議案第17号「八尾市教育委員会指定管理者選定委員会委員（青少年施設）の委嘱または任命の件」について、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第7号の規定により委員会の議決を求めるものです。

提案の理由ですが、令和5年度に八尾市立大畑山青少年野外活動センターの管理運営を行う指定管理者の候補者を選定するにつき、八尾市教育委員会指定管理者選定委員会規則第3条の規定に基づき八尾市教育委員会指定管理者選定委員会委員（青少年施設）を委嘱または任命する必要があるため、本案を提出するものです。

それでは、お手元資料の八尾市教育委員会指定管理者選定委員会委員（青少年施設）名簿（案）をご覧ください。

委員の構成としては、学識経験者として大阪国際大学の横山誠氏、公認会計士として齋藤雄壘郎氏、市の職員として原田奈緒美氏、その他、教育委員会が必要と認める者として八尾市青少年育成連絡協議会の村尾佳代子氏、青少年ボランティアサークル「マナ」の小立琉海氏の5名です。

任期は、令和5年6月1日から令和6年3月31日までの期間です。

以上、甚だ簡単な説明となりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

【浦上教育長】 ご意見等ないでしょうか。

【岩井委員】 委員名簿（案）の青少年ボランティアサークル「マナ」は、どのようなサークルでしょうか。

【辻内次長兼生涯学習課長】 マナは、関西福祉科学大学の中にあるボランティアサークルであり、生涯学習課においても青少年の育成に関する事業にご協力いただいている団体です。

【浦上教育長】 他にご意見等ないでしょうか。

【藤井委員】 委員名簿（案）の学識経験者の横山誠さんは、大阪国際大学の専門家の先

生ということですが、何を専門とされているのでしょうか。

【辻内次長兼生涯学習課長】 スポーツマネジメント、レジャーレクリエーション、野外教育を研究分野とされています。また、前回の青少年施設の指定管理者選定の際も、委員としてご協力いただいています。

【浦上教育長】 前回の5年前の選定委員で、今回の選定委員となっているのは、この方だけでしょうか。

【辻内次長兼生涯学習課長】 横山委員を含めて3名です。

【浦上教育長】 分かりました。その他、ご意見等ないでしょうか。ないようであれば、私の方から1点確認です。指定管理者選定までのスケジュールはどうなっているでしょうか。

【辻内次長兼生涯学習課長】 第1回の委員会開催は、6月2日を予定しています。この回は、指定管理者の応募要項の内容や評価の基準等をご審議いただく予定です。次に、7月中旬から2カ月かけて、指定管理者を募集します。その後、9月下旬に第2回の委員会を開催し、その際に応募した事業者によるプレゼンテーションを行い、その場で候補者を選定します。その後、教育委員会議でご審議いただき、12月市議会へ議案提出する予定です。

【浦上教育長】 分かりました。それでは、採決に移ります。議案第17号について、原案どおり可決することにご異議ないでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 異議なしと認めます。それでは、議案第17号「八尾市教育委員会指定管理者選定委員会委員（青少年施設）の委嘱または任命の件」について、原案どおり可決といたします。

それでは、原田副教育長、辻内次長、仲谷課長補佐は自席へお戻りください。

（以下、非公開報告）